

定時株主総会ご提供書類

第21期 報告書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

ごあいさつ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、2022年10月、当社及びSMBC日興証券株式会社が金融庁より金融商品取引法に基づく行政処分を受け、また、当社及び株式会社三井住友銀行が金融庁より金融商品取引法及び銀行法に基づく報告徴求命令を受けたことにつきまして、多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、この事態を重く受け止めており、当社グループ一丸となって信頼回復に努めてまいります。

さて、この度「第21期報告書」を作成いたしましたので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

2023年6月

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ
取締役 執行役社長 グループCEO

太田 純

経営理念

お客さまに、
より一層価値ある
サービスを提供し、
お客さまと共に発展する。

事業の発展を通じて、
株主価値の
永続的な増大を図る。

勤勉で意欲的な社員が、
思う存分にその能力を
発揮できる職場を作る。

社会課題の解決を通じ、
持続可能な社会の
実現に貢献する。

■ 会社概要 (2023年3月末現在)

名 称 株式会社 三井住友フィナンシャルグループ
英 文 名 称 Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.
設 立 2002年12月2日
資 本 金 2兆3,425億3,702万7,213円
本店所在地 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
上 場 金 融 東京証券取引所 (プライム市場)
商品取引所 名古屋証券取引所 (プレミアム市場)
※米国預託証券 (ADR) をニューヨーク証券
取引所に上場しております。

目次

■ 事業報告	3
当社の現況に関する事項	3
会社役員に関する事項	19
社外役員に関する事項	33
当社の株式に関する事項	36
会計監査人に関する事項	38
特定完全子会社に関する事項	40
その他	40
■ 決算の概況 (連結)	41
■ 決算の概況 (単体)	44
■ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本	47
■ 会計監査人の監査報告書謄本	49
■ 監査委員会の監査報告書謄本	51

電子提供措置事項のうち、事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保する体制」並びに連結計算書類及び計算書類の注記は、法令及び定款第25条の規定に基づき、基準日までに書面交付請求をされた株主の皆さまに対して交付する書面には記載していません。

当社ウェブサイト

[https://www.smfg.co.jp/investor/
financial/meeting.html](https://www.smfg.co.jp/investor/financial/meeting.html)



1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

(経済金融環境)

当年度を顧みますと、世界経済は、欧米等での物価高や金融引締めによる下押し圧力を受けながらも、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に和らぎ、経済活動の正常化が進む中、旅行・飲食等のサービス消費や設備投資が伸び、総じて緩やかに回復しました。もっとも、欧州等の一部地域では、ロシア・ウクライナ情勢によるエネルギー価格の高騰等が家計の購買力の低下を招き、景気が減速しました。また、本年3月の一部金融機関の破綻をきっかけに、欧米の金融システムに対する不安が高まりました。

わが国の経済におきましては、物価高の影響を受けながらも、「Withコロナ」の生活様式が浸透する中で個人消費が緩やかに増加したことに加え、企業収益が全体として好調であったこと等を背景に設備投資の持ち直しが進みました。また、昨年10月以降は新型コロナウイルス感染症に係る水際対策が緩和され、訪日外国人が増加したことに伴い、商品・サービスのインバウンド需要が急回復しました。

わが国の金融資本市場におきましては、日本銀行による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」のもと、民間金融機関の当座預金の一部に適用するマイナス金利が維持され、短期市場金利は年度末にマイナス0.03%程度となりました。また、長期市場金利は、日本銀行が昨年12月の金融政策決定会合で政策を修正し、金利操作における長期金利の許容変動幅を拡大したことから、0.5%程度へ上昇しましたが、本年3月には欧米の金融システム不安を背景とするリスク回避の動きを受けて一時0.2%台へ急低下し、年度末には0.3%台となりました。円相場は、昨年10月にかけて1ドル150円を超えて円安が進みましたが、その後は米国の利上げペースの鈍化や日本銀行の政策修正等を受けて、本年1月には1ドル127円台まで円高に振れ、年度末には132円台となりました。日経平均株価は、円安による輸出企業の採算改善が期待され、昨年8月に2万9千円台へ上昇しましたが、その後は海外景気の減速懸念等が重石となり、年度末には2万8千円台となりました。

金融関連の法規制面では、昨年6月に、上場会社等の非公開情報等の情報授受に関する銀証ファイアウォール規制の見直し等を定めた「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等が施行されました。また、昨年7月には、金融庁より、2017年12月に最終合意された、銀行の自己資本比率等に関する国際的な規制の枠組み（いわゆる「バーゼルⅢ」）等に基づいたレバレッジ比率規制における最低水準への上乗せ措置（レバレッジ・バッファ）の導入等が公表されました。更に、昨年12月には、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速することを目的として策定された「経営者保証改革プログラム」に基づき、「主要行等向けの総合的な監督指針」等が改正されました。

(事業の経過及び成果)

このような経済金融環境のもと、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、コンシューマーファイナンス業務等の金融サービスに係る事業を行っております当社グループは、「最高の信頼を通じて、お客さま・社会とともに発展するグローバルソリューションプロバイダー」というビジョンの実現に向け、2020年度から2022年度の3年間を計画期間とする中期経営計画に取り組んでまいりました。

中期経営計画の最終年度にあたる当年度は、コンプライアンス・お客さま本位の徹底やグループベースでのガバナンス強化に最優先で取り組みました。そのうえで、中期経営計画で掲げた次の3つの基本方針に則った取組みの総仕上げを行うとともに、次期中期経営計画を展望し、持続的成長に向けた施策に着手しました。

3つの基本方針

事業戦略	Transformation Growth Quality	既存ビジネスのモデル改革
経営基盤		新たなビジネス領域への挑戦
		あらゆる面での質の向上

<コンプライアンス・お客さま本位の徹底、グループベースのガバナンス強化>

当社及びSMBC日興証券株式会社は、SMBC日興証券株式会社の元役職員が金融商品取引法第159条第3項（違法な安定操作取引）に違反した事態に関して、昨年10月に金融庁より金融商品取引法に基づく行政処分を受けました。また、SMBC日興証券株式会社は、同事態に関して、本年2月に東京地方裁判所より有罪判決を受け、同判決が確定しております。更に、昨年10月、SMBC日興証券株式会社は、同社及び株式会社三井住友銀行の役職員の間で非公開情報を授受した事態に関して、金融庁より金融商品取引法に基づく行政処分を受けましたほか、当社及び株式会社三井住友銀行は、同事態に関して、金融庁より金融商品取引法及び銀行法に基づく報告徴求命令を受けました。これらの事態を踏まえ、当社グループでは、再発防止に向けて、経営管理体制、内部管理体制及び顧客情報管理体制の抜本的な強化や、健全な組織文化・コンプライアンス意識の醸成に取り組みました。具体的には、SMBC日興証券株式会社におきまして、法令理解のための研修の実施や、外部知見を活用したコンプライアンス部門及び監査部門の機構改革、新たな理念体系の策定やタウンホールミーティングの開催等の施策を進めました。株式会社三井住友銀行におきましては、銀証連携ビジネスに関するリスク認識の向上を図るために研修機会を充実させたほか、顧客情報管理に関する体制強化に向け、モニタリング体制の高度化や、非公開情報の取扱いに関するルールの整備等に取り組ま

した。また、当社におきましては、SMBC日興証券株式会社及び株式会社三井住友銀行における再発防止策の着実な履行を検証するとともに、子会社の異例事態等を早期に察知するための体制整備等の施策を進めました。

<事業戦略>

主要事業の収益性・効率性向上及び収益基盤の拡大を目指し、次の7つの重点戦略を軸として、優先的に資源投入するビジネスを選別しつつ、ビジネスモデルとコスト構造の抜本的な改革に取り組むとともに、将来に向けた投資を着実に行うことによって、金融サービス以外の事業も含めた新たな成長機会の捕捉や付加価値の創出に努めてまいりました。

7つの重点戦略



- ① 資産運用ビジネスの持続的な成長
- ② 国内法人ビジネスの生産性向上とソリューション強化
- ③ 海外における「CIBビジネス^(注1)」の高度化による資産効率・資本効率の追求
- ④ 決済・コンシューマーファイナンスビジネスにおけるNo.1の地位確立
- ⑤ グローバルベースでの資産効率の高いビジネスの推進
- ⑥ アジアにおける事業基盤拡大とデジタル金融強化
- ⑦ 法人向けデジタルソリューションの展開

(注1) CIBは「Corporate and Investment Banking」の略。法人のお客さまに対し、預金・貸出等の商業銀行業務と、資本市場での資金調達・M&Aアドバイザー等の投資銀行業務を一体的に展開していくビジネスモデルのこと。

具体的には、リテール、ホールセール、グローバル、市場の各事業部門において、次の取組みを進めてまいりました。

①リテール事業部門

リテール事業部門では、個人のお客さま向けのビジネスを中心に展開しております。

資産運用ビジネスの収益性向上に向け、株式会社三井住友銀行におきまして、お客さまの多様なニーズに沿えるよう、銀証連携を強化し商品・サービスのラインナップを拡充したほか、個人のお客さまからの資産運用等に関するご相談への対応に特化した個人専用店舗を拡充するなど、付加価値の高いコンサルティングサービスの提供に注力しました。また、株式会社三井住友銀行及び三井住友カード株式会社におきまして、個人のお客さま向けの総合金融サービス「Olive（オリーブ）」を開始し、銀行口座やカード決済、ファイナンスといった当社グループのサービスに加え、株式会社SBI証券と連携したオンライン証券

サービス等の幅広いサービスをスマートフォン向けアプリ上で一体的に提供することにより、顧客基盤の拡大に取り組みました。

②ホールセール事業部門

ホールセール事業部門では、国内における法人のお客さま向けのビジネスを中心に展開しております。

お客さまの事業環境が大きく変化する中、急激な為替相場変動に伴うリスク回避へのニーズの高まりに対して、デリバティブ取引等の提案を推進したほか、地政学リスクの高まり等を踏まえた財務健全化や事業再編ニーズ等に対し、資本性ファイナンスや企業再生投資といった幅広いソリューション提案に取り組みました。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客さまの資金繰りを支える実質無利子・無担保での融資（ゼロゼロ融資）について、返済の本格化を見据え、融資条件の変更等に柔軟に対応するなど、ニーズに応じたきめ細やかな対応を徹底し、金融の円滑化に尽力しました。また、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギー事業等への融資や、温室効果ガス算定ツール「Sustana（サスタナ）」の導入を推進するなど、お客さまの脱炭素への取り組みを支援しました。更に、データやデジタル技術を活用し、自社製品やサービスに限らず、業務や組織の運営方法も含め広く変革することへのニーズが高まる中、グループベースで複合的なソリューションを提供する体制の下、特に中堅・中小企業のお客さまを対象としてデジタル活用等に向けた提案を進めました。

③グローバル事業部門

グローバル事業部門では、海外の日系・非日系企業や金融機関、国内で展開する外資系企業のお客さま向けのビジネスを展開しております。

「アジアに第2、第3のSMBCグループを創る」ことを目指した「マルチフランチャイズ戦略」の更なる展開に注力し、昨年度に出資したインドの大手ノンバンクであるフラトン・インディア・クレジット・カンパニー・リミテッドに対する円滑なPMI^(注2)の実施や、フィリピンの商業銀行であるリサール・コマーシャル・バンキング・コーポレーションへの追加出資の決定等、アジアにおける事業基盤の拡充を進めました。CIBビジネスにつきましては、多様化するお客さまのニーズに応えるため、米国の総合証券会社であるジェフリーズ・グループ・エルエルシーとの協働を着実に進展させるなど、競争力の強化に取り組みました。また、新たなビジネス領域への挑戦として、マニファクチャラーズ銀行において、米国居住者向けのデジタルリテールバンキング事業「Jenius Bank（ジーニアス・バンク）」の立上げを決定しました。

(注2)「Post Merger Integration」の略。企業買収後の経営統合作業。

④市場事業部門

市場事業部門では、流動性リスクや金利リスクを総合的に管理するALM^(注3)業務や、外国為替、デリバティブ、債券、株式等の市場性商品を通じたお客さまへのサービス提供を行っております。

各国中央銀行の急速な金融引締めに加え、ロシア・ウクライナ情勢に端を発した世界の分断の進展を受けて、市場環境が大きく転換する中、株式や債券のポートフォリオの機動的な運営によりリスクをコントロールしながら収益を確保してまいりました。また、S&T業務^(注4)においては、お客さまの多様なニーズへ対応するため、オーダーメイドな提案力の強化に加え、商品ラインナップの拡充やセールスのグローバル連携を進めました。加えて、貸出等を通じてお客さまの海外ビジネスを持続的に支えるべく、調達手段の多様化や投資家層の拡大を図りながら、調達環境の変化へプロアクティブに対応した戦略的な外貨調達に取り組みました。

(注3)「Asset Liability Management」の略。将来的な資産と負債のバランスを適正化し、収益の最大化を目指すリスク管理手法。

(注4) S&Tは「Sales & Trading」の略。事業法人や機関投資家等に対し、為替・債券・デリバティブ等の市場性商品を用いたソリューション提供を行う業務。

そのほか、各事業部門の取組みに加えて、三井住友DSアセットマネジメント株式会社におきまして、中国における運用や営業の拠点として上海市に現地法人を設立するなど、アセットマネジメントビジネスの強化を進めました。

<経営基盤>

当社グループは、グローバル金融グループとして持続的な成長を実現すべく、前述の「コンプライアンス・お客さま本位の徹底、グループベースのガバナンス強化」も含めまして、経営基盤の不断の強化に取り組んでまいりました。

まず、持続可能な社会の実現に向けて、様々な取組みを推進してまいりました。具体的には、サステナビリティ本部や環境社会リスク管理室の設置といった体制強化を進めたほか、「SMBCグループ 環境・社会フレームワーク」を策定し、環境・社会課題の解決に向けたグループの基本姿勢や対応方針を明確化するとともに、役員の報酬体系にESG^(注5)評価項目を盛り込みました。加えて、石炭火力発電の設備に対する貸出金残高を2040年までにゼロとする目標を策定するとともに、電力・エネルギーセクターにおける温室効果ガス排出量の中期削減目標を設定するなど、2050年までに投融资ポートフォリオ全体での温室効果ガス排出量のネットゼロを達成できるよう、気候変動への対応を推進しました。

また、前述の7つの重点戦略に基づき、成長領域への積極的な人員配置を進めたほか、人種、年齢、性別等にかかわらず多様な従業員がその能力と個性を存分に発揮できるよう、グループCEOを委員長とするダイバーシティ推進委員会のもと、女性の採用強化やキャリア形成支援、海外現地採用従業員の適材適所の登用といった取組みを推進しました。加えて、デジタル化による事業の効率化及び高度化を目的に、グループ統一の会計システムや人事システムの導入を推進しました。更に、お客さま本位の業務運営を浸透及び定着させるべく、研修内容の充実や、当社グループ内での好事例の共有等に取り組みました。

(注5) Environment (環境)、Social (社会)、Governance (企業統治) を考慮した経営・事業活動のこと。

こうした取組みの結果、当年度の当社グループの連結決算は、経常利益が1兆1,609億円、親会社株主に帰属する当期純利益が8,058億円となりました。

【業績の概要】

三井住友フィナンシャルグループ連結

	2021年度	2022年度
経常利益	1兆406億円	1兆1,609億円
親会社株主に帰属する当期純利益	7,066億円	8,058億円

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

三井住友銀行単体 (ご参考)

	2021年度	2022年度
経常利益	7,459億円	8,657億円
当期純利益	5,462億円	6,341億円

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(対処すべき課題)

当社グループは、2023年度からの3年間を計画期間とする中期経営計画「Plan for Fulfilled Growth」を策定しました。

足許では、社会・経済のグローバル化の反転、欧米を中心としたインフレや金利上昇等、これまで長く続いてきた経済金融環境に大きな変化が生じています。また、あらゆる分野においてデジタル化がますます加速し、企業活動や個人の消費行動が大きく変容しています。更に、世界が直面する社会課題が多様化、深刻化しており、企業として幅広い社会課題に主体的に取り組むことがより一層求められています。

本中期経営計画では、このような大きな環境変化に対応し、従来以上にお客さまや社会の動きを捉え、グループの総合力を発揮してこれまでの取組みを更に進化させ、前向きにかつ力強く、「質の伴った成長」を目指します。

<基本方針>

「質の伴った成長」の実現に向けて、まず、「社会的価値の創造」を新たに経営の柱の一つに据え、社会課題の解決を主導していくことにより、経済の成長とともに社会課題が解決に向かい、そこに生きる人々が幸福を感じられる「幸せな成長」、すなわち、Fulfilled Growthに貢献してまいります。また、経営資源を大胆に配分し、スピード感をもって各種施策を進めることにより、資本効率の向上を伴った、飛躍的な収益力の強化を図り、経済的価値を追求いたします。更に、当社グループのあらゆる活動の礎であるお客さまをはじめとするステークホルダーからの信頼を得るべく、経営基盤の格段の強化を進めてまいります。



①社会的価値の創造：「幸せな成長」への貢献

当社グループは、三井や住友が長きに亘り企業市民として脈々と受け継いできた、社会的価値の創造を目指す事業の精神を、グループの経営理念に反映しており、これまでもグループ各社が持つ様々な機能や商品・サービスを活用し、社会課題の解決に向けた活動に取り組んでまいりました。

しかし、近年、世界的な流れとして経済活動が優先され、社会的価値の創造が疎かにされてきたことで、環境問題や人権問題、貧困・格差等の社会課題が顕在化し、こうした喫緊の課題の解決に向けた取組みが企業経営の大きなテーマとなっています。足許では、社会的価値の創造が、企業にとっての競争の前提になっていることに加え、わが国では、少子高齢化が進み、低成長が続いていることから、日本の再成長に対する企業の貢献もますます重要になっています。

本中期経営計画のスタートにあわせ、「環境」「DE&I^(注6)・人権」「貧困・格差」「少子高齢化」「日本の再成長」の5点を、当社グループとして主体的に取り組むべき重点課題として決めました。これらの重点

課題に対応して、グループを挙げてこれまでの活動を更に拡大させ、社会的価値を創造し、これを社会への還元に向けていくことで、社会全体や人々を持続的に豊かにし、「幸せな成長」に貢献していく方針です。また、今後、従業員一人ひとりが重点課題に主体的に取り組むことを通じて働きがいを感じられるよう、社会的価値の創造に向けた参画意識をより一層高めてまいります。

(注6) Diversity (ダイバーシティ、多様性)、Equity (エクイティ、公正性)、Inclusion (インクルージョン、包括性) の3つを合わせた概念。個々の異なる状況や特性に応じて、企業が適切なサポートを行い、多様な人材がその能力を最大限発揮できる環境を整備すること。

②経済的価値の追求 : Transformation & Growth

前中期経営計画に続き「Transformation & Growth」をキーワードに掲げ、これまでの成長投資や施策の成果を着実に実現させるとともに、大きな環境変化を踏まえた不断のビジネスモデル改革と、海外重点戦略領域におけるフランチャイズの確立に向けた取組みを進めてまいります。これにより、事業ポートフォリオを変革し、資本効率の向上を伴った力強い収益力の強化を目指してまいります。

基本的な考え方としては、次の3点です。

I. 金利上昇も見据えた国内ビジネス改革

国内ビジネスにおいて、今後の金利上昇の可能性も見据え、デジタル化や決済ビジネスの強化、営業体制の見直し等を通じて、より効果的に顧客基盤を拡充しつつ、安定的かつ効率的なビジネスモデルを再構築してまいります。

II. アセット依存ビジネスからの脱却

お客さまに対して資金面のご支援、すなわち当社グループの資産を拡大させるビジネスのみによらず、お客さまのリスクに対する多様な解決策の提供や手数料ビジネスの強化を進めることで、資本効率の向上を図ってまいります。

III. 成長性を踏まえたグローバルポートフォリオの構築

海外ビジネスにおいて、ポートフォリオの入替えを進めることで資本効率を向上させながら、米国事業の拡大と、アジアにおける第2、第3のSMBCグループの確立を目指す「マルチフランチャイズ戦略」を中心に、グループを牽引する力強い成長を目指してまいります。

そのうえで、これらの基本的な考え方に基づき定めた、次の7つの「重点戦略領域」において、グループ間の更なる連携を通じた相乗効果の追求、時機を捉えた適切なリスクテイク、新たなチャレンジやイノベーションを重視して取組みを進めてまいります。

7つの重点戦略領域



③経営基盤の格段の強化 : Quality builds Trust

前中期経営計画では、「Quality」をキーワードに掲げ、経営基盤の質の向上に取り組んでまいりました。本中期経営計画では、改めて「Quality builds Trust」をキーワードに掲げ、お客さまをはじめとするステークホルダーからの信頼を得るべく、経営基盤の格段の強化に取り組んでまいります。

まず、昨年、当社グループが受けた行政処分等を踏まえて、経営の大前提である、健全な組織文化の更なる浸透とコーポレートガバナンス・コンプライアンスの質の向上に、グループを挙げて取り組んでまいります。また、グループ役職員の規律意識醸成に向けた取組みや、IT投資や人材投入を通じた内部管理体制の強化を、グループ・グローバルベースで進めてまいります。

加えて、不透明な環境下で、環境の変化への機動的な対応力のある事業運営を実現するため、リスク分析力やリスクコントロール力の向上を図ってまいります。更に、ビジネスモデルの拡大や高度化を実現するための、多様で優秀な人材の確保・育成に向けた人的資本投資と人材マネジメントの強化、従来にない大規模かつ積極的なIT投資を通じたシステムインフラの増強に取り組む、経営基盤の質の向上を進めてまいります。

当社グループは、これらの取組みにおいて着実な成果をお示しすることにより、株主の皆さまのご期待にお応えしてまいりたいと考えております。株主の皆さまには、今後ともなお一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	4,591,873	3,902,307	4,111,127	6,142,155
経常利益	932,064	711,018	1,040,621	1,160,930
親会社株主に帰属する当期純利益	703,883	512,812	706,631	805,842
包括利益	372,971	1,465,014	561,887	1,031,712
純資産額	10,784,903	11,899,046	12,197,331	12,791,106
総資産	219,863,518	242,584,308	257,704,625	270,428,564

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 2022年度の連結される子会社及び子法人等は184社、持分法適用の非連結の子法人等及び関連法人等は308社であります。
 3. 2020年度より、割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準を変更し、2019年度について遡及適用を行った結果、遡及適用前と比較して、経常収益が2019年度は722,440百万円減少しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
営業収益	833,835	483,459	616,052	701,653
受取配当額	659,428	304,866	422,366	453,801
銀行業を営む子会社	637,702	272,952	376,756	437,849
その他の子会社	10,701	23,440	37,611	7,708
当期純利益	636,128	281,966	395,167	400,380
1株当たり当期純利益	円 銭 462 60	円 銭 205 78	円 銭 288 29	円 銭 293 37
総資産	14,225,470	15,025,382	16,253,088	17,046,916
銀行業を営む子会社株式等	4,613,790	4,613,790	4,613,790	4,613,790
その他の子会社株式等	1,533,632	1,533,207	1,764,090	1,756,890

- 注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末				
	ホールセール 事業部門	リテール 事業部門	グローバル 事業部門	市場事業部門	本社管理
使用人数	8,934人	28,820人	51,619人	1,359人	15,223人

注1. 使用人数は就業者数で記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員（当年度末10,852人）を含んでおりません。

2. 当社並びに連結される子会社及び子法人等の使用人数を記載しております。

3. それぞれの報告セグメントが担当する業務は以下のとおりであります。

ホールセール事業部門：国内の大企業及び中堅・中小企業のお客さまに対応した業務

リテール事業部門：国内の個人を中心としたお客さまに対応した業務

グローバル事業部門：海外の日系・非日系企業等のお客さまに対応した業務

市場事業部門：金融マーケットに対応した業務

本社管理：上記各事業部門に属さない業務

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

会社名	報告セグメント	主要な営業所		店舗数	
				当年度末	
株式会社三井住友銀行	ホールセール事業部門 リテール事業部門 グローバル事業部門 市場事業部門 本社管理	国内	本店 東京営業部 大阪本店営業部 神戸営業部	ほか	917店
		海外	ニューヨーク支店	ほか	43店
株式会社SMBC信託銀行	ホールセール事業部門 リテール事業部門 グローバル事業部門 本社管理	本店		ほか	34店
SMBC日興証券株式会社	ホールセール事業部門 リテール事業部門 グローバル事業部門 市場事業部門 本社管理	本店		ほか	
三井住友カード株式会社	ホールセール事業部門 リテール事業部門	東京本社 大阪本社		ほか	
SMBCファイナンス サービス株式会社	ホールセール事業部門 リテール事業部門	本店 東京本社		ほか	
SMBCコンシューマー ファイナンス株式会社	リテール事業部門	本社		ほか	
株式会社日本総合研究所	本社管理	東京本社 大阪本社		ほか	
三井住友DSアセット マネジメント株式会社	本社管理	本社		ほか	

注 それぞれの報告セグメントが担当する業務は以下のとおりであります。

ホールセール事業部門：国内の大企業及び中堅・中小企業のお客さまに対応した業務
リテール事業部門：国内の個人を中心としたお客さまに対応した業務
グローバル事業部門：海外の日系・非日系企業等のお客さまに対応した業務
市場事業部門：金融マーケットに対応した業務
本社管理：上記各事業部門に属さない業務

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

会社名	報告セグメント	金額
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	本社管理	5,619
株式会社三井住友銀行	ホールセール事業部門 リテール事業部門 グローバル事業部門 市場事業部門 本社管理	140,679
株式会社SMBC信託銀行	ホールセール事業部門 リテール事業部門 グローバル事業部門 本社管理	4,729
SMBC日興証券株式会社	ホールセール事業部門 リテール事業部門 グローバル事業部門 市場事業部門 本社管理	34,340
三井住友カード株式会社	ホールセール事業部門 リテール事業部門	29,799
SMBCファイナンス サービス株式会社	ホールセール事業部門 リテール事業部門	7,152
SMBCコンシューマー ファイナンス株式会社	リテール事業部門	10,379
株式会社日本総合研究所	本社管理	8,068
三井住友DSアセット マネジメント株式会社	本社管理	1,708
その他	—	31,864
合 計		274,342

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

注2. それぞれの報告セグメントが担当する業務は以下のとおりであります。

ホールセール事業部門：国内の大企業及び中堅・中小企業のお客さまに対応した業務

リテール事業部門：国内の個人を中心としたお客さまに対応した業務

グローバル事業部門：海外の日系・非日系企業等のお客さまに対応した業務

市場事業部門：金融マーケットに対応した業務

本社管理：上記各事業部門に属さない業務

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

会社名	報告セグメント	内容	金額
株式会社三井住友銀行	ホールセール事業部門 リテール事業部門 グローバル事業部門	店舗関連設備等	13,965
	市場事業部門 本社管理	ソフトウェア	92,219

- 注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. それぞれの報告セグメントが担当する業務は以下のとおりであります。
- ホールセール事業部門：国内の大企業及び中堅・中小企業のお客さまに対応した業務
 リテール事業部門：国内の個人を中心としたお客さまに対応した業務
 グローバル事業部門：海外の日系・非日系企業等のお客さまに対応した業務
 市場事業部門：金融マーケットに対応した業務
 本社管理：上記各事業部門に属さない業務

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	銀行業務	1,770,996 百万円	100.00 %	—
株式会社SMBC信託銀行	東京都千代田区	銀行業務 信託業務	87,550	100.00 (100.00)	—
三井住友ファイナンス &リース株式会社	東京都千代田区	リース業務	15,000	50.00	—
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区	証券業務	10,000	100.00	—
三井住友カード株式会社	大阪府中央区	クレジットカード業務	34,000	100.00	—
SMBCファイナンス サービス株式会社	名古屋市中区	クレジットカード業務 信販業務 トランザクション業務	82,843	100.00 (100.00)	—
SMBCコンシューマー ファイナンス株式会社	東京都江東区	消費者金融業務	140,737	100.00	—
株式会社日本総合研究所	東京都品川区	シンクタンク業務 コンサルティング業務 システム開発・情報処理業務	10,000	100.00	—
三井住友DSアセット マネジメント株式会社	東京都港区	投資運用業務 投資助言・代理業務	2,000	50.12	—
SMBCバンク インターナショナル (SMBC Bank International plc)	英国ロンドン市	銀行業務	427,336 32 億米ドル	100.00 (100.00)	—
SMBCバンクEU (SMBC Bank EU AG)	ドイツ連邦共和国 フランクフルト市	銀行業務	743,325 51 億ユーロ	100.00 (100.00)	—
三井住友銀行(中国) 有限公司	中華人民共和国 上海市	銀行業務	194,200 100 億人民元	100.00 (100.00)	—
バンク・ビーティー ピーエヌ (PT Bank BTPN Tbk)	インドネシア共和国 ジャカルタ市	銀行業務	1,450 1,629 億インドネシア ルピア	93.49 (93.49)	—

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
SMBCアメリカ ホールディングス会社 (SMBC Americas Holdings, Inc.)	アメリカ合衆国 デラウェア州 ウィルミントン市	銀行持株会社	(0 2,730 米ドル)	100.00 (100.00)	—
SMBC信用保証株式会社	東京都港区	信用保証業務	187,720	100.00 (100.00)	—
住友三井オートサービス 株式会社	東京都新宿区	リース業務	13,636	26.16	—

- 注 1. 資本金は単位未満を、当社が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。
 2. 資本金の円換算額は、決算日の為替相場により算出しております。
 3. 当社が有する子会社等の議決権比率の()内は、間接議決権比率を内数として表示しております。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
株式会社三井住友銀行	1,487,650 百万円	— 百株	— %

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

イ 取締役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
國部 毅	取締役会長 指名委員 報酬委員 サステナビリティ委員	株式会社三井住友銀行 取締役会長 株式会社小松製作所 取締役 大正製薬ホールディングス株式会社 取締役 南海電気鉄道株式会社 取締役	—
太田 純*	取締役 報酬委員 サステナビリティ委員	—	—
高島 誠	取締役	株式会社三井住友銀行 頭取（代表取締役）	—
中島 達*	取締役 リスク委員	株式会社三井住友銀行 取締役	—
工藤 禎子*	取締役	株式会社三井住友銀行 取締役 トヨタ自動車株式会社 取締役	—
井上 篤彦	取締役 監査委員	株式会社三井住友銀行 取締役	—
一色 俊宏	取締役 監査委員	—	—
川崎 靖之	取締役	SMBC日興証券株式会社 代表取締役会長	—
松本 正之	取締役（社外役員） 指名委員 監査委員（委員長）	東海旅客鉄道株式会社 特別顧問	—
アーサー M. ミッチェル	取締役（社外役員） 指名委員 報酬委員	米国ニューヨーク州弁護士 外国法事務弁護士 その他の兼職の状況は、後記「社外役員の兼職その他の状況」に記載のとおりであります。	—
山崎 彰三	取締役（社外役員） 監査委員 リスク委員（委員長）	公認会計士	財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
河野 雅治	取締役 (社外役員) 指名委員 リスク委員 サステナビリティ委員	後記「社外役員の兼職その他の状況」に記載のとおりであります。	—
筒井 義信	取締役 (社外役員) 指名委員 (委員長) 報酬委員	日本生命保険相互会社 代表取締役会長 その他の兼職の状況は、後記「社外役員の兼職その他の状況」に記載のとおりであります。	—
新保 克芳	取締役 (社外役員) 監査委員 報酬委員 (委員長)	弁護士 その他の兼職の状況は、後記「社外役員の兼職その他の状況」に記載のとおりであります。	—
桜井恵理子	取締役 (社外役員) 指名委員 報酬委員 サステナビリティ委員 (委員長)	後記「社外役員の兼職その他の状況」に記載のとおりであります。	—

- 注1. 取締役 松本正之、同 アーサー M. ミッチェル、同 山崎彰三、同 河野雅治、同 筒井義信、同 新保克芳、同 桜井恵理子の7氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査の実効性を確保するため、執行を兼務しない取締役である井上篤彦、一色俊宏の両氏を常勤の監査委員として選定しております。
3. *の取締役は執行役を兼務しております。
4. 当社は、取締役 松本正之、同 アーサー M. ミッチェル、同 山崎彰三、同 河野雅治、同 筒井義信、同 新保克芳、同 桜井恵理子の7氏を、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
5. 2023年4月1日付 地位及び担当の異動並びに重要な兼職の変更
- | | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| 取締役会長 | 國 部 毅 | 株式会社三井住友銀行 取締役会長を辞任 |
| 取締役 | 高 島 誠 | 株式会社三井住友銀行 取締役会長 |
| 取締役 | 中 島 達 | 取締役を辞任
株式会社三井住友銀行 取締役 (代表取締役) |

当事業年度中に辞任した取締役

該当ありません。

□ 執行役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
太田 純*	執行役社長（代表執行役） グループCEO	—	—
大島 眞彦	執行役副社長（代表執行役） ホールセール事業部門共同事業部門長	株式会社三井住友銀行 取締役（代表取締役）	—
夜久 敏和	執行役副社長（代表執行役） グループCHRO 総務部、人事部、品質管理部、 管理部担当役員	株式会社三井住友銀行 取締役（代表取締役）	—
谷崎 勝教	執行役専務 グループCDIO デジタルソリューション本部担当、 デジタル戦略部担当役員	株式会社三井住友銀行 専務執行役員 株式会社日本総合研究所 代表取締役社長	—
中島 達*	執行役専務 グループCFO、グループCSO 広報部、企画部、事業開発部、 サステナビリティ企画部、 財務部担当役員	株式会社三井住友銀行 取締役	—
今枝 哲郎	執行役専務 グローバル事業部門共同事業部門長	株式会社三井住友銀行 取締役	—
小池 正道	執行役専務 市場事業部門長	株式会社三井住友銀行 専務執行役員	—
福留 朗裕	執行役専務 グローバル事業部門共同事業部門長	株式会社三井住友銀行 取締役	—
金丸 宗男	執行役専務 ホールセール事業部門共同事業部門長	株式会社三井住友銀行 専務執行役員	—
工藤 禎子*	執行役専務 グループCRO リスク統括部、米州リスク管理部、 投融資企画部担当役員	株式会社三井住友銀行 取締役 トヨタ自動車株式会社 取締役	—
山下 剛史	執行役専務 リテール事業部門長	株式会社三井住友銀行 専務執行役員	—
内川 淳	執行役専務 グループCIO IT企画部、 システムセキュリティ統括部、 データマネジメント部、 事務統括部担当役員	株式会社三井住友銀行 取締役 株式会社日本総合研究所 取締役	—

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
百留 秀宗	執行役専務 グループCCO コンプライアンス部担当役員	株式会社三井住友銀行 取締役	—
三上 剛	執行役専務 グループCAE 監査部担当役員	—	—

注1. *の執行役は取締役を兼務しております。

2. CEO : Chief Executive Officer (最高経営責任者)

CHRO : Chief Human Resources Officer (最高人事責任者)

CDIO : Chief Digital Innovation Officer (最高デジタルイノベーション責任者)

CFO : Chief Financial Officer (最高財務責任者)

CSO : Chief Strategy Officer (最高戦略責任者)

CRO : Chief Risk Officer (最高リスク管理責任者)

CIO : Chief Information Officer (最高情報責任者)

CCO : Chief Compliance Officer (最高コンプライアンス責任者)

CAE : Chief Audit Executive (最高監査責任者)

3. 2023年4月1日付 地位及び担当の異動並びに重要な兼職の変更

執行役副社長 (代表執行役) 大島 真彦 執行役副社長 (代表執行役) を辞任
株式会社三井住友銀行 取締役 (代表取締役) を辞任

執行役副社長 (代表執行役) 夜久 敏和 執行役副社長 (代表執行役) を辞任
株式会社三井住友銀行 取締役 (代表取締役) を辞任

執行役専務 谷崎 勝教 執行役専務を辞任

執行役専務 中島 達 執行役副社長 (代表執行役)
グループCFO、グループCSO、広報部、企画部、事業開発部、
サステナビリティ企画部、財務部担当を解く
ホールセール事業部門共同事業部門長

執行役専務 今枝 哲郎 株式会社三井住友銀行 取締役 (代表取締役)

執行役専務 福留 朗裕 執行役副社長 (代表執行役)

執行役専務 工藤 禎子 株式会社三井住友銀行 取締役 (代表取締役)

執行役専務 百留 秀宗 執行役専務を辞任

執行役専務 百留 秀宗 株式会社三井住友銀行 頭取 (代表取締役)

執行役専務 百留 秀宗 グループCRO

執行役専務 百留 秀宗 リスク統括部、リスク情報部、米州リスク管理部、投融資企画部担当役員

執行役専務 百留 秀宗 グループCCO

執行役専務 百留 秀宗 コンプライアンス部、AML金融犯罪対策部担当役員

4. 2023年4月1日付 執行役の異動

中村 敬一郎 執行役専務

グローバル事業部門共同事業部門長

株式会社三井住友銀行 専務執行役員

磯和 啓雄 執行役専務

グループCDIO

デジタルソリューション本部担当、デジタル戦略部担当役員、デジタルソリューション本部長

株式会社三井住友銀行 専務執行役員

伊藤 文彦 執行役専務

グループCFO、グループCSO

広報部、企画部、事業開発部、サステナビリティ企画部、財務部、経理業務部担当役員

株式会社三井住友銀行 専務執行役員

小林 喬 執行役専務

グループCHRO

総務部、人事部、品質管理部、管理部担当役員

株式会社三井住友銀行 取締役

当事業年度中に辞任した執行役

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
小塚 文晴	執行役専務 グループCAE 監査部担当役員	—	2022年 4月1日辞任
増田 正治	執行役専務 グループCIO IT企画部、 システムセキュリティ統括部、 データマネジメント部、 事務統括部担当役員	株式会社三井住友銀行 取締役	2022年 4月1日辞任
西崎 龍司	執行役専務 グローバル事業部門共同事業部門長	株式会社三井住友銀行 専務執行役員	2022年 4月1日辞任

注 地位及び担当、重要な兼職は辞任時点でのものです。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	金銭報酬		非金銭報酬	
			業績非連動	業績連動		業績非連動
			基本報酬	賞与	株式報酬 Ⅰ / Ⅱ	株式報酬Ⅲ
取締役	12人	340	302	16	21	—
執行役	14人	828	444	175	193	14
計	26人	1,169	746	192	215	14

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 執行役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価はありません。
 3. 執行役を兼務する取締役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しております。
 4. 年度業績連動報酬として、「賞与（金銭報酬）」・「株式報酬Ⅱ」を支給しております。
 中期業績連動報酬として、「株式報酬Ⅰ」を支給しております。
 5. 「株式報酬Ⅰ」・「株式報酬Ⅱ」・「株式報酬Ⅲ」は、譲渡制限付株式により支給される報酬のうち、当年度に係る金額を記載しております。
 6. 後記「社外役員に対する報酬等」を含めた金額を記載しております。

役員等の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社は、取締役、執行役及び執行役員（以下、「役員等」）の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（以下、「本方針」）を定めております。

本方針は、SMBCグループの経営理念及び中長期的に目指す姿であるビジョンの実現に向けて、役員等の報酬が、適切なインセンティブとして機能することを目的としています。

1. 基本コンセプト

当社の役員等の報酬は、以下に掲げる考え方に基づき決定する。

- (1) SMBCグループの経営理念及びビジョンの実現に向けて、適切なインセンティブとして機能することを目的とする。
- (2) SMBCグループの経営環境や短期・中長期の業績等を反映するとともに、株主価値の向上やお客さまへの価値提供、持続可能な社会の実現への貢献等を踏まえた報酬体系とする。
- (3) 各々の役員等が担う役割・責任・成果を反映する。
- (4) 第三者による経営者報酬に関する調査等を踏まえ、競争力のある水準とする。
- (5) 過度なリスクテイクを抑制し、金融業としてのプルーデンスを確保する。
- (6) 内外の役員報酬に係る規制・ガイドライン等を遵守する。
- (7) 適切なガバナンスとコントロールに基づいて決定し、経済・社会情勢や経営環境等を踏まえ、適時適切に見直しを行う。

2. 報酬体系

- (1) 当社の役員等の報酬は、原則として、「基本報酬」・「賞与」・「株式報酬」の構成とする。ただし、社外取締役及び監査委員の報酬は、経営の監督機能としての役割を踏まえ、「基本報酬」のみの構成とする。
- (2) 業績に対するアカウンタビリティ・インセンティブ向上の観点から、各々の役員等の総報酬に占める、経営環境や業績等を踏まえて変動する業績連動部分の比率の目安を40%程度とする。業績連動部分は、SMBCグループの業績、持続可能な社会の実現への貢献に係る達成度及び各々の役員等の成果に応じ、報酬基準額の0%から150%の範囲で支給を行う。
- (3) 株主との利益共有強化の観点から、各々の役員等の総報酬に占める、株式で支給する報酬の比率の目安を25%程度とし、役員等の株式保有を進める。
- (4) なお、業績連動部分の比率、株式による報酬の比率は、上記を目安としつつ、各々の役員等の役割等に応じた適切な割合を設定する。
- (5) 「基本報酬」は、原則として役位に応じた現金固定報酬とし、各々の役員等が担う役割・責任等を踏まえて決定し、定期的に支給する。
- (6) 「賞与」は前年度のSMBCグループの業績、持続可能な社会の実現への貢献に係る達成度及び個人の短期・中長期観点での職務遂行状況等を踏まえて年度ごとに決定する。決定した金額のうち、原則として70%程度を現金にて支給し、30%程度を「株式報酬Ⅱ」として支給する。
 - ① 業績指標及び評価ウェイトの内容は以下のとおり。

業績指標		評価ウェイト
SMBC業務純益* ¹	前期比／計画比	50%
SMBC税引前当期純利益* ²	前期比／計画比	25%
SMFG当期純利益* ³	前期比／計画比	25%

* 1. 株式会社三井住友銀行の業務純益にSMBCグループ各社との協働収益等を加算。

* 2. 株式会社三井住友銀行の税引前当期純利益。

* 3. 当社グループの親会社株主に帰属する当期純利益。

なお、業績指標に十分に反映されない事情を認める場合、報酬委員会は、当該事情を総合的に判断し、上下±5%の範囲内で評価に反映することがある。

- ② 持続可能な社会の実現への貢献に係る達成度は、単年度の「KPI達成率」及び「主要なESG評価機関の評価結果」等を評価し、①により得られた評価に上下±10%の範囲内で反映する。
- (7) 「株式報酬」は、中期業績等に連動して決定する「株式報酬Ⅰ」、単年度業績等に基づき決定する「株式報酬Ⅱ」、役位等に応じて支給する「株式報酬Ⅲ」の3類型による構成とする。
 - ① 「株式報酬」は、原則として譲渡制限付株式による支給とし、各類型で適切な譲渡制限期間を設定する。

- ② 「株式報酬Ⅰ」は、SMBCグループの中期経営計画対象期間の計画達成状況や当社株式のパフォーマンス、社会的価値の創造のKPI達成率等をもとに、中期経営計画の対象期間終了後に報酬額を決定し、支給する。評価指標は、財務指標（中期経営計画目標）70%、株式指標15%、非財務指標15%の評価ウェイトにより算出する。評価指標及び評価ウェイトの内容は以下のとおり。

評価指標*1、2		評価ウェイト
財務指標	ROCET 1*3	20%
	ベース経費*4	20%
	SMFG業務粗利益*5	15%
	SMFG当期純利益*6	15%
株式指標	TSR（株主総利回り）*7	15%
非財務指標	社会的価値の創造*8	15%

- * 1. 上記指標に加え、報酬委員会は調整項目として「新たなビジネス領域への取組み」・「コンプライアンス・お客さま本位・リスク管理」の2項目を総合的に判断し、上下±5%の範囲内で評価に反映する。
- * 2. 「CET 1比率（パーゼルⅢ最終化時、その他有価証券評価差額金を除く）」をロックアウト指標として設定し、各年度末時点で一定水準を下回った場合、当該年度に係る「株式報酬Ⅰ」を不支給とする。
- * 3. パーゼルⅢ最終化時、その他有価証券評価差額金を除く。
- * 4. 営業経費から「収益連動経費」、「先行投資に係る経費」等を除いたもの。
- * 5. 当社グループの連結粗利益。
- * 6. 当社グループの親会社株主に帰属する当期純利益。
- * 7. 報酬委員会が、中期経営計画対象期間中のTSRの相対的な評価により、目標達成度を算出する。
- * 8. 「社会的価値の創造」については、環境（FE削減・サステナビリティファイナンス実行額）・従業員（従業員エンゲージメント・DE&I）に関するKPIの達成率のほか、SMBCグループが設定する5つの重点課題（「環境」・「DE&I」・「人権」・「貧困・格差」・「少子高齢化」・「日本の再成長」）への取組状況に応じて、報酬委員会が評価する。

- ③ 「株式報酬Ⅱ」は、前年度のSMBCグループの業績、持続可能な社会の実現への貢献に係る達成度及び個人の短期・中長期観点での職務遂行状況等を踏まえて決定のうえ支給し、実質的に繰延報酬として機能させる。

- ④ 「株式報酬Ⅲ」は、役位等に応じて決定し、支給する。

- (8) 計算書類の重大な修正やグループのレピュテーションへの重大な損害等の事象が発生した場合には、「株式報酬」について、減額や没収、返還請求が可能な仕組みを導入する。
- (9) 「2. 報酬体系」に記載の以上の事項にかかわらず、役員等のSMBCグループ各社における役割その他合理的な事情により以上の事項を適用することが適切ではないと報酬委員会が判断する場合や、海外現地採用の役員等及び日本国外に在住・在勤する役員等については、「1. 基本コンセプト」に加え、各国の報酬規制・税制、報酬慣行、マーケット水準等を勘案し、過度なリスクテイクを招かないよう個人別に報酬を設計する。

3. 報酬の決定プロセス

- (1) 当社は、指名委員会等設置会社として、「報酬委員会」を設置し、役員等の報酬等に関し、以下の事項を決定する。
- ・本方針、上記「2. 報酬体系」を含む役員報酬制度及び本方針に関する規程
 - ・当社取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容

(2) 報酬委員会は、上記に加え、以下の事項を審議する。

- ・ 当社の執行役員等の個人別の報酬等の内容
- ・ 当社の主な子会社の役員報酬制度 等

4. 方針の改廃

本方針の改廃は、当社報酬委員会決議による。

本方針は、2023年4月26日開催の報酬委員会の決議により改定しております。

「2. 報酬体系 (7) ②」に記載のとおり、「株式報酬Ⅰ」の決定にあたり、社会的価値の創造に係る達成度を、KPIの達成率等に応じて評価し、反映する等の変更をしております。なお、当事業年度の役員等の個人別の報酬等は改定前の方針に基づいて支給しております。

(ご参考1) 当社の役員等の報酬体系 (改定前)

■ : 金銭報酬 ■ : 株式報酬 ■ : 業績連動報酬

報酬の種類	支給基準 (変動幅)・業績指標の内容	支給方法																		
基本報酬	固定報酬	● 現金																		
賞与 (金銭報酬)	年度業績連動 (0~150%)*2 [基準額] × [SMFG/SMBCの年度業績・サステナビリティ実現への取組み・個人の職務遂行状況等]	● 現金:70% ● 譲渡制限付株式:30%																		
賞与 (株式報酬Ⅱ)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">業績指標*3</th> <th>評価ウェイト</th> <th>ESG評価指標</th> <th>評価ウェイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SMBC業務純益*4</td> <td>前期比/計画比</td> <td>50%</td> <td rowspan="2">KPI達成率*7</td> <td rowspan="2">±10%</td> </tr> <tr> <td>SMBC税引前当期純利益*5</td> <td>前期比/計画比</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>SMFG当期純利益*6</td> <td>前期比/計画比</td> <td>25%</td> <td>主要ESG評価機関評価</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		業績指標*3		評価ウェイト	ESG評価指標	評価ウェイト	SMBC業務純益*4	前期比/計画比	50%	KPI達成率*7	±10%	SMBC税引前当期純利益*5	前期比/計画比	25%	SMFG当期純利益*6	前期比/計画比	25%	主要ESG評価機関評価	
業績指標*3			評価ウェイト	ESG評価指標	評価ウェイト															
SMBC業務純益*4	前期比/計画比	50%	KPI達成率*7	±10%																
SMBC税引前当期純利益*5	前期比/計画比	25%																		
SMFG当期純利益*6	前期比/計画比	25%	主要ESG評価機関評価																	
株式報酬Ⅰ	中期業績連動 (0~150%)*8 [基準額] × [SMFGの中期業績等] <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">業績指標</th> <th>評価ウェイト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">財務項目</td> <td>ROCE1*9</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>ベース経費*10</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>SMFG業務粗利益*11</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>SMFG当期純利益*6</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>株式項目</td> <td>TSR(株主総利回り)*12</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>定性項目</td> <td>お客さま満足度、ESGへの取組み、従業員エンゲージメント、新たなビジネス領域への取組み</td> <td>±10%</td> </tr> </tbody> </table> [CET1比率]をノックアウト指標として設定し、各年度末時点で一定水準を下回った場合、当該年度に係る「株式報酬Ⅰ」を不支給とする	業績指標		評価ウェイト	財務項目	ROCE1*9	20%	ベース経費*10	20%	SMFG業務粗利益*11	20%	SMFG当期純利益*6	20%	株式項目	TSR(株主総利回り)*12	20%	定性項目	お客さま満足度、ESGへの取組み、従業員エンゲージメント、新たなビジネス領域への取組み	±10%	● 譲渡制限付株式
業績指標		評価ウェイト																		
財務項目	ROCE1*9	20%																		
	ベース経費*10	20%																		
	SMFG業務粗利益*11	20%																		
	SMFG当期純利益*6	20%																		
株式項目	TSR(株主総利回り)*12	20%																		
定性項目	お客さま満足度、ESGへの取組み、従業員エンゲージメント、新たなビジネス領域への取組み	±10%																		
株式報酬Ⅲ	(役員昇進時)	● 譲渡制限付株式																		

株式報酬比率
25%

業績連動比率*1
40%

*1. 業績連動報酬は、基本報酬の100%を上限とする。 *2. 報酬委員会が、年度ごとに報酬額を決定する。

*3. 業績指標に十分に反映されない事情を認める場合、経営環境に応じた適切な報酬とすべく、報酬委員会の審議で最大±5%の範囲内で評価に反映することがある。

*4. 株式会社三井住友銀行の業務純益にSMBCグループ各社との協働収益等を加算。

*5. 株式会社三井住友銀行の税引前当期純利益。 *6. 当社グループの親会社株主に帰属する当期純利益。

*7. [SMBC Group GREEN×GLOBE 2030]に掲げる主要なKPIの単年度の達成率。

*8. 報酬委員会が、中期経営計画終了後に報酬額を決定する。 *9. パーゼルⅢ最終化時、その他有価証券評価差額金を除く。

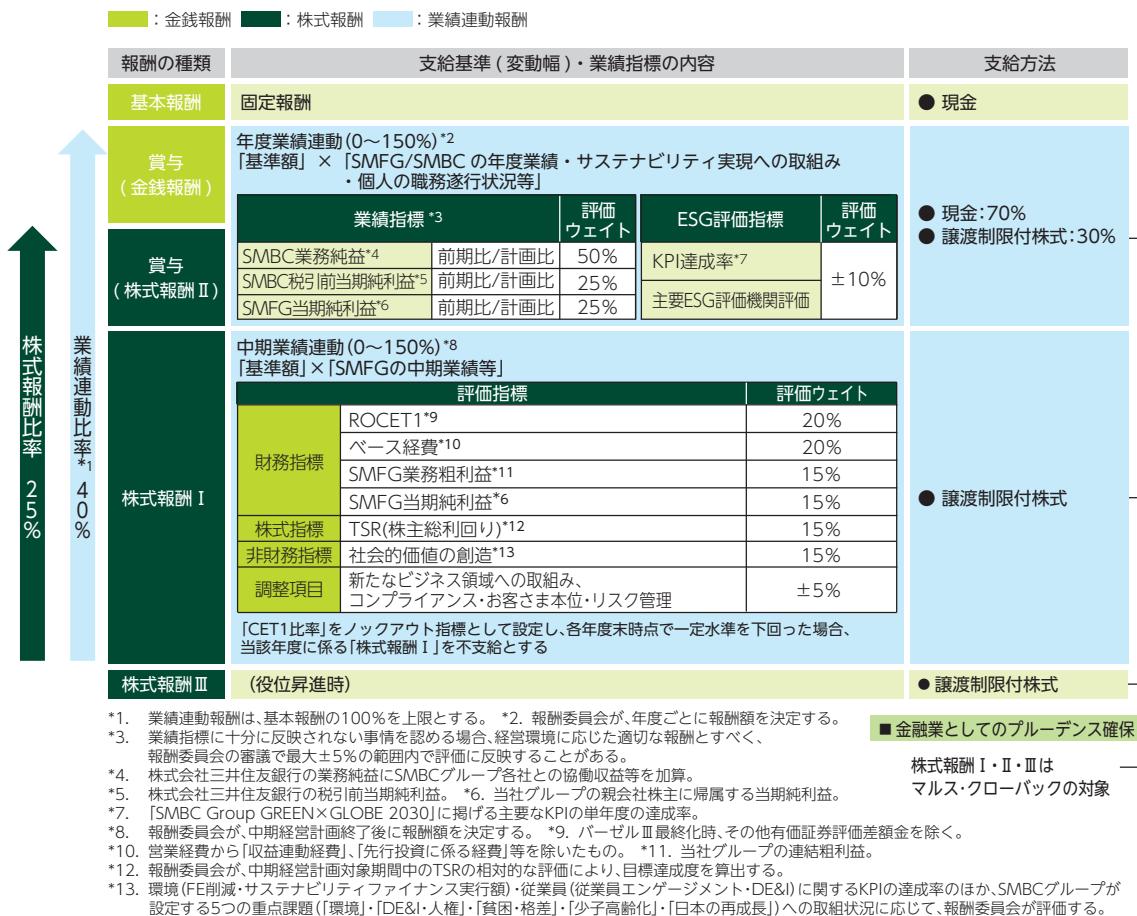
*10. 営業経費から「収益連動経費」、「先行投資に係る経費」等を除いたもの。 *11. 当社グループの連結粗利益。

*12. 報酬委員会が、中期経営計画対象期間中のTSRの相対的な評価により、目標達成度を算出する。

■ 金融業としてのブルーデンス確保

株式報酬Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは
マルス・クローバックの対象

(ご参考2) 当社の役員等の報酬体系 (改定後)



業績連動報酬等の算定に用いた業績指標に関する選定理由及び実績

1. 年度業績連動報酬

(1) 選定理由

当社は年度業績連動報酬として、「賞与 (金銭報酬)」・「株式報酬Ⅱ」を支給しております。

業績指標には、経営の最終結果である「SMFG当期純利益」、主要な事業子会社の収益力を示す「SMBC業務純益」と「SMBC税引前当期純利益」の3指標を採用し、業績と役員等の報酬との連動性を高め、業績に対する適切なインセンティブとしての機能を担保しております。また、ESG評価指標として単年度の「KPI達成率」及び「主要なESG評価機関の評価結果」を採用し、持続可能な社会の実現への貢献に係る達成度を報酬に反映しております。

(2) 実績

当該事業年度を評価対象期間とする「賞与（金銭報酬）」・「株式報酬Ⅱ」について、各業績指標の実績、ESG評価指標の評価結果及び業績評価係数は以下のとおりです。

賞与（金銭報酬）・株式報酬Ⅱ					
業績指標		評価ウェイト	▶	実績* ⁵	業績評価係数
SMBC業務純益* ¹	前期比／計画比	50%		61.3%	
SMBC税引前当期純利益* ²	前期比／計画比	25%		30.9%	
SMFG当期純利益* ³	前期比／計画比	25%		27.9%	
ESG評価指標		評価ウェイト		評価結果	
KPI達成率* ⁴		±10%		+1.5%	
主要ESG評価機関評価					

* 1. 株式会社三井住友銀行の業務純益にSMBCグループ各社との協働収益等を加算。

* 2. 株式会社三井住友銀行の税引前当期純利益。

* 3. 当社グループの親会社株主に帰属する当期純利益。

* 4. 「SMBC Group GREEN×GLOBE 2030」に掲げる主要なKPIの単年度の達成率。

* 5. 各業績指標の達成状況に評価ウェイトを乗じたもの。

* 6. 最終的な業績評価係数を算出する際は、実績と評価結果を合計した後、小数点以下を切り捨て、整数値で決定する。

報酬委員会は、当該事業年度の業績指標及びESG評価指標の実績に基づき業績評価係数を決定し、これを役員別の賞与基準額の総和に乗じて賞与ファンドを決定します。賞与ファンドをもとに、本方針に定める報酬の決定プロセスに従って、個人の短期・中長期観点での職務遂行状況等を踏まえ、個人別の業績連動報酬額を決定します。

2. 中期業績連動報酬

(1) 選定理由

当社は中期業績連動報酬として、「株式報酬Ⅰ」を支給しております。

当社の中長期の業績と、株主価値の向上、持続的な社会の実現への貢献等に対する役員等のアカウンタビリティ・インセンティブを向上させるため、「ROCETⅠ」・「ベース経費」・「SMFG業務粗利益」・「SMFG当期純利益」の財務項目4指標に加え、株式項目として「TSR（株主総利回り）」を採用しております。

上記の定量項目に加え、定性項目として「お客さま満足度」・「ESGへの取組み」・「従業員エンゲージメント」・「新たなビジネス領域への取組み」の4項目への取組みを報酬委員会で総合的に判断し、評価に反映します。

(2) 実績

中期業績連動報酬にかかる業績指標の実績は、以下のとおりです。

株式報酬 I					
業績指標* ¹		評価ウェイト		実績	評価
財務項目	ROCE T 1 * ²	20%	▶	22.0%	115%* ⁸
	ベース経費* ³	20%		25.0%	
	SMFG業務粗利益* ⁴	20%		26.4%	
	SMFG当期純利益* ⁵	20%		23.8%	
株式項目	TSR (株主総利回り) * ⁶	20%		18.0%	
定性項目	お客さま満足度、ESGへの取組み、従業員エンゲージメント、新たなビジネス領域への取組み	±10%		±0%* ⁷	

- * 1. 「CET 1 比率 (パーゼルⅢ最終化時、その他有価証券評価差額金を除く)」をロックアウト指標として設定し、各年度末時点で一定水準を下回った場合、当該年度に係る「株式報酬 I」を不支給とする。
- * 2. パーゼルⅢ最終化時、その他有価証券評価差額金を除く。
- * 3. 営業経費から「収益連動経費」、「先行投資に係る経費」等を除いたもの。
- * 4. 当社グループの連結粗利益。
- * 5. 当社グループの親会社株主に帰属する当期純利益。
- * 6. 報酬委員会が、中期経営計画対象期間中のTSRの相対的な評価により、目標達成度を算出する。
- * 7. 「ESGへの取組み」及び「新たなビジネス領域への取組み」については着実に進捗したものの、SMBC日興証券株式会社における相場操縦事案及び銀証ファイアウォール規制違反事案を重く受け止め、評価を±0%としたもの。
- * 8. 最終的な評価結果は、実績を合計した後、小数点以下を切り捨て、整数値で決定する。

報酬委員会は、中期経営計画対象期間の業績指標に基づき評価を決定し、本方針に定める報酬の決定プロセスに従って、役員別の基準額に乗じた報酬額をもとに、個人別の中長期業績連動報酬額を決定します。

執行役等の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

当社は、報酬委員会において「役員報酬の決定方針」及び本方針に定める報酬体系を含む役員報酬制度を決定し、本方針に基づく手続きを経て執行役等の個人別の報酬等の内容を決定しております。また、報酬委員会は、第三者による経営者報酬に関する調査結果や、役員報酬制度がSMBCグループの経営環境や短期・中長期の業績を踏まえた適切なインセンティブとして機能しているか等、多角的な審議、検討を行っており、執行役等の個人別の報酬等の内容は本方針に沿うものであると判断しております。

(3) 責任限定契約

氏名			責任限定契約の内容の概要
松本 正之	アーサー M. ミッチェル	山崎 彰三	当社は、左記の社外役員との間に、会社法第427条第1項の規定により、1,000万円または同項における最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。
河野 雅治	筒井 義信	新保 克芳	
桜井恵理子			

(4) 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

会社役員の氏名			補償契約の内容の概要
國部 毅	太田 純	高島 誠	<p>当社は、会社役員が責任追及の可能性に萎縮することなく、果敢な経営判断を行うことを促すため、左記の会社役員との間に、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。本契約においては、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、主として次の措置を講じております。</p> <p>(1) 会社法第430条の2第1項第1号に定める「職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用」、すなわち、弁護士費用等の争訟費用を、法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、同項第2号に定める「職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する」ことにより生ずる損失等は、補償の対象外としております。</p> <p>(2) 当社が会社役員に対し補償金を支払った後に、その職務を行うにつき当該会社役員に悪意または重大な過失があったことを知った場合等には、当社が当該会社役員に対し補償金の全部または一部の返還を請求することとしております。</p>
中島 達	工藤 禎子	井上 篤彦	
一色 俊宏	川崎 靖之	松本 正之	
アーサー M. ミッチェル	山崎 彰三	河野 雅治	
筒井 義信	新保 克芳	桜井恵理子	
大島 眞彦	夜久 敏和	谷崎 勝教	
今枝 哲郎	小池 正道	福留 朗裕	
金丸 宗男	山下 剛史	内川 淳	
百留 秀宗	三上 剛		

- 補償契約の履行等に関する事項
該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
<p>当社取締役、執行役及び執行役員</p> <p>以下の当社子会社の取締役、監査役及び執行役員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社三井住友銀行 ・ 株式会社SMBC信託銀行 ・ SMBC日興証券株式会社 ・ 三井住友カード株式会社 ・ SMBCファイナンスサービス株式会社 ・ 株式会社日本総合研究所 	<p>当社は、役員等が責任追及の可能性に萎縮することなく、果敢な経営判断を行うことを促すため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本契約においては、被保険者が当社または当社子会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金及び争訟費用を負担することで被る損害が填補されます。ただし、被保険者の犯罪行為、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為、被保険者が違法に利益を得たことまたは他の者に利益を供与したことに起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。</p>

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏名	兼職その他の状況
松本 正之	東海旅客鉄道株式会社 特別顧問
アーサー M. ミッチェル	株式会社小松製作所 取締役 (社外役員)
河野 雅治	株式会社ドトール・日レスホールディングス 取締役 (社外役員)
筒井 義信	日本生命保険相互会社 代表取締役会長 株式会社帝国ホテル 取締役 (社外役員) 西日本旅客鉄道株式会社 取締役 (社外役員) パナソニック ホールディングス株式会社 取締役 (社外役員)
新保 克芳	株式会社ヤクルト本社 取締役 (社外役員) 三井化学株式会社 監査役 (社外役員)
桜井恵理子	アステラス製薬株式会社 取締役 (社外役員) 花王株式会社 取締役 (社外役員)

注 社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当社との間には、開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
松本 正之	5年9ヵ月	取締役会 13 / 13回 指名委員会 5 / 5回 監査委員会 16 / 16回	企業経営及びリスク管理に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、監査委員会を委員長として主導するとともに、指名委員会において的確な提言や有効な意見表明を行っております。
アーサー M. ミッチェル	7年9ヵ月	取締役会 13 / 13回 指名委員会 5 / 5回 報酬委員会 7 / 7回	企業経営、金融及び国際法務に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、指名委員会及び報酬委員会において的確な提言や有効な意見表明を行っております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
山崎 彰三	5年9ヵ月	取締役会 13 / 13回 監査委員会 16 / 16回 リスク委員会 4 / 4回	財務会計及びリスク管理に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、リスク委員会を委員長として主導するとともに、監査委員会において的確な提言や有効な意見表明を行っております。
河野 雅治	7年9ヵ月	取締役会 13 / 13回 指名委員会 3 / 5回 リスク委員会 4 / 4回 サステナビリティ委員会 2 / 2回	外交、リスク管理及びサステナビリティ推進に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、指名委員会、リスク委員会及びサステナビリティ委員会において的確な提言や有効な意見表明を行っております。
筒井 義信	5年9ヵ月	取締役会 13 / 13回 指名委員会 5 / 5回 報酬委員会 7 / 7回	企業経営及び金融に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、指名委員会を委員長として主導するとともに、報酬委員会において的確な提言や有効な意見表明を行っております。
新保 克芳	5年9ヵ月	取締役会 13 / 13回 監査委員会 16 / 16回 報酬委員会 7 / 7回	法務に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、報酬委員会を委員長として主導するとともに、監査委員会において的確な提言や有効な意見表明を行っております。
桜井恵理子	7年9ヵ月	取締役会 13 / 13回 指名委員会 5 / 5回 報酬委員会 7 / 7回 サステナビリティ委員会 2 / 2回	国際的な企業経営及びサステナビリティ推進に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、サステナビリティ委員会を委員長として主導するとともに、指名委員会及び報酬委員会において的確な提言や有効な意見表明を行っております。

注1. 在任期間は、1ヵ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。

2. 松本正之、アーサー M. ミッチェル、山崎彰三、河野雅治、筒井義信、新保克芳及び桜井恵理子の7氏は、当社の社外取締役に就任しておりますが、当社及び当社子会社であるSMBC日興証券株式会社は、SMBC日興証券株式会社の元役員が金融商品取引法第159条第3項（違法な安定操作取引）に違反した事態に関して、2022年10月に金融庁より金融商品取引法に基づく行政処分を受けました。また、SMBC日興証券株式会社は、同事態に関して、2023年2月に東京地方裁判所より有罪判決を受け、同判決が確定しております。更に、2022年10月、SMBC日興証券株式会社は、同社及び当社子会社である株式会社三井住友銀行の役員の間で非公開情報を授受した事態に関して、金融庁より金融商品取引法に基づく行政処分を受けましたほか、当社及び株式会社三井住友銀行は、同事態に関して、金融庁より金融商品取引法及び銀行法に基づく報告徴求命令を受けました。松本正之、アーサー M. ミッチェル、山崎彰三、河野雅治、筒井義信、新保克芳及び桜井恵理子の7氏は、当該事態を認識しておりませんが、恒常的に、取締役会や各委員会等において、法令遵守、業務の適切性の確保及びリスク管理等の重要性を述べるとともに、それらの徹底につき提言を行っており、事態判明後においても、取締役会や各委員会等での審議等を通じて、実効的な再発防止策の策定及び遂行、当社グループの更なる法令遵守体制及び内部管理体制の強化並びに健全な企業文化の醸成に向けた取組み等を推進しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7人	141	—

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 社外取締役に対する役員賞与金の支払いに係る費用はありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	3,000,000,000株
	第五種優先株式	167,000株
	第七種優先株式	167,000株
	第八種優先株式	115,000株
	第九種優先株式	115,000株
発行済株式の総数	普通株式	1,374,691,194株

(2) 当年度末株主数

普通株式	481,036名
------	----------

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,280,074 百株	16.95 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	849,826	6.32
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	235,229	1.74
JPモルガン証券株式会社	234,819	1.74
NATSCUMCO	227,649	1.69
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	209,859	1.56
バークレイズ証券株式会社	184,550	1.37
日本証券金融株式会社	146,209	1.08
ゴールドマン・サックス証券株式会社 BNYM	136,693	1.01
JP MORGAN CHASE BANK 385781	127,597	0.94

注1. 発行済株式（自己株式を除く）の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主について記載しております。
 2. 持株数等は100株未満を、持株比率は小数点第3位以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の種類及び種類ごとの数
取締役（社外取締役を除く）及び執行役	15人	普通株式 23,261株
社外取締役	0人	普通株式 0株

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 大塚 敏弘 指定有限責任社員 仁木 一秀 指定有限責任社員 西 文兵衛	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 1,961百万円 うち会計監査人としての報酬等の額 320百万円	①監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人としての報酬等につき、会社法第399条第1項及び第4項に基づき同意を行っております。 ②当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、内部監査部員に対する一般的な研修業務についての対価を支払っております。

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

- 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、「うち会計監査人としての報酬等の額」には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。
- 当社、子会社及び子法人等（非連結の子会社及び子法人等を除く）が会計監査人である監査法人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、4,457百万円であります。なお、当該合計額には、ファンド監査の報酬を含んでおります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由があった場合には会計監査人の解任を検討するほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、会社法第404条第2項第2号に基づき会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出することを検討いたします。

ロ 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、SMBCバンクインターナショナル、SMBCバンクEU、三井住友銀行（中国）有限公司、バンク・ビーティーピーエヌ及びSMBCアメリカホールディングス会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

6 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 一丁目1番2号	4,613,790 <small>百万円</small>	17,046,916 <small>百万円</small>

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

7 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、定款第8条に、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第459条第1項第1号の規定に基づき、取締役会の決議によって、株主との合意により自己の株式を有償で取得することができる旨を規定しております。かかる自己の株式の取得については、資本の状況、成長投資の機会等を総合的に判断したうえで、適切に対応してまいります。

決算の概況（連結）

第21期末（2023年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	75,913,960	預金	158,770,253
コールローン及び買入手形	5,684,812	譲渡性預金	13,025,555
買現先勘定	5,785,945	コールマネー及び売渡手形	2,569,055
債券貸借取引支払保証金	5,576,612	売現先勘定	16,772,716
買入金銭債権	5,558,287	債券貸借取引受入担保金	1,521,271
特定取引資産	8,751,204	コマーシャル・ペーパー	2,349,956
金銭の信託	12,957	特定取引負債	8,066,745
有価証券	33,213,165	借入金	13,674,830
貸出金	98,404,137	外国為替	1,465,847
外国為替	1,942,764	短期社債	424,000
リース債権及びリース投資資産	226,302	社債	10,365,003
その他資産	13,243,899	信託勘定借	2,413,464
有形固定資産	1,494,527	その他負債	11,923,748
賃貸資産	519,308	賞与引当金	96,254
建物	323,411	役員賞与引当金	3,307
土地	412,045	退職給付に係る負債	35,449
リース資産	23,317	役員退職慰労引当金	1,133
建設仮勘定	30,983	ポイント引当金	28,659
その他の有形固定資産	185,460	睡眠預金払戻損失引当金	10,845
無形固定資産	897,848	利息返還損失引当金	128,378
ソフトウェア	521,545	特別法上の引当金	3,902
のれん	277,311	繰延税金負債	265,354
リース資産	451	再評価に係る繰延税金負債	27,952
その他の無形固定資産	98,539	支払承諾	13,693,771
退職給付に係る資産	704,654	負債の部合計	257,637,458
繰延税金資産	74,084	(純資産の部)	
支払承諾見返	13,693,771	資本金	2,342,537
貸倒引当金	△ 750,369	資本剰余金	694,052
		利益剰余金	7,423,600
		自己株式	△ 151,798
		株主資本合計	10,308,391
		その他有価証券評価差額金	1,373,521
		繰延ヘッジ損益	△ 13,293
		土地再評価差額金	35,005
		為替換算調整勘定	843,614
		退職給付に係る調整累計額	133,226
		その他の包括利益累計額合計	2,372,074
		新株予約権	1,145
		非支配株主持分	109,495
		純資産の部合計	12,791,106
資産の部合計	270,428,564	負債及び純資産の部合計	270,428,564

第21期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	6,142,155
資金運用収益	3,779,715
貸出金利息	2,465,859
有価証券利息配当金	437,385
コールローン利息及び買入手形利息	76,714
買現先利息	20,232
債券貸借取引受入利息	34,078
預け金利息	304,299
リース受入利息	8,676
延払利息	22,409
その他の受入利息	410,058
信託報酬	6,752
役務取引等収益	1,441,313
特定取引収益	120,727
その他業務収益	477,892
賃貸料収入	39,721
その他の業務収益	438,170
その他経常収益	315,754
償却債権取立益	16,923
その他の経常収益	298,830
経常費用	4,981,224
資金調達費用	2,061,922
預金利息	796,781
譲渡性預金利息	259,422
コールマネー利息及び売渡手形利息	18,057
売現先利息	275,765
債券貸借取引支払利息	3,165
コマーシャル・ペーパー利息	45,081
借入金利息	86,175
短期社債利息	30
社債利息	256,862
その他の支払利息	320,579
役務取引等費用	222,321
その他業務費用	371,925
賃貸原価	31,314
その他の業務費用	340,610
営業経費	1,949,245
その他経常費用	375,809
貸倒引当金繰入額	88,272
その他の経常費用	287,537
経常利益	1,160,930
特別利益	3,110
固定資産処分益	3,110
金融商品取引責任準備金取崩額	0
特別損失	65,569
固定資産処分損	6,523
減損損失	59,045
税金等調整前当期純利益	1,098,472
法人税、住民税及び事業税	222,522
法人税等調整額	59,625
法人税等合計	282,148
当期純利益	816,324
非支配株主に帰属する当期純利益	10,481
親会社株主に帰属する当期純利益	805,842

第21期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,341,878	693,664	6,916,468	△ 13,402	9,938,608
当期変動額					
新株の発行	658	658			1,317
剰余金の配当			△ 301,626		△ 301,626
親会社株主に帰属する当期純利益			805,842		805,842
自己株式の取得				△ 138,839	△ 138,839
自己株式の処分		△ 111		443	332
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△ 270			△ 270
持分法適用の関連法人等の減少に伴う増加			1,712		1,712
土地再評価差額金の取崩			1,314		1,314
利益剰余金から資本剰余金への振替		111	△ 111		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	658	388	507,131	△ 138,396	369,782
当期末残高	2,342,537	694,052	7,423,600	△ 151,798	10,308,391

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	1,632,080	△ 80,061	36,320	450,143	121,123	2,159,606	1,475	97,641	12,197,331
当期変動額									
新株の発行									1,317
剰余金の配当									△ 301,626
親会社株主に帰属する当期純利益									805,842
自己株式の取得									△ 138,839
自己株式の処分									332
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									△ 270
持分法適用の関連法人等の減少に伴う増加									1,712
土地再評価差額金の取崩									1,314
利益剰余金から資本剰余金への振替									—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 258,559	66,768	△ 1,314	393,471	12,102	212,467	△ 329	11,854	223,991
当期変動額合計	△ 258,559	66,768	△ 1,314	393,471	12,102	212,467	△ 329	11,854	593,774
当期末残高	1,373,521	△ 13,293	35,005	843,614	133,226	2,372,074	1,145	109,495	12,791,106

決算の概況（単体）

第21期末（2023年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,055,099	流動負債	2,135,524
現金及び預金	246,977	短期借入金	1,487,650
前払費用	863	未払金	976
未収収益	63,130	未払費用	61,340
未収還付法人税等	91,048	未払法人税等	25
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	576,988	未払事業所税	50
その他	76,091	賞与引当金	873
		役員賞与引当金	553
		1年内償還予定の社債	564,969
		1年内返済予定の長期借入金	12,018
		その他	7,066
固定資産	15,991,817	固定負債	8,851,226
有形固定資産	70,083	社債	8,497,979
建物	37,868	長期借入金	353,246
土地	31,454		
工具、器具及び備品	659	負債の部合計	10,986,751
建設仮勘定	100	(純資産の部)	
無形固定資産	8,913	株主資本	6,065,921
ソフトウェア	8,913	資本金	2,342,537
投資その他の資産	15,912,821	資本剰余金	1,564,013
投資有価証券	70,891	資本準備金	1,564,013
関係会社株式	6,615,287	利益剰余金	2,311,169
関係会社長期貸付金	9,219,660	その他利益剰余金	2,311,169
長期前払費用	148	別途積立金	30,420
繰延税金資産	3,014	繰越利益剰余金	2,280,749
その他	3,819	自己株式	△ 151,798
		評価・換算差額等	△ 6,901
		その他有価証券評価差額金	△ 6,901
		新株予約権	1,145
		純資産の部合計	6,060,165
資産の部合計	17,046,916	負債及び純資産の部合計	17,046,916

第21期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額
営業収益	701,653
関係会社受取配当金	453,801
関係会社受入手数料	12,467
関係会社貸付金利息	235,384
営業費用	270,346
販売費及び一般管理費	41,118
社債利息	217,294
長期借入金利息	11,933
営業利益	431,307
営業外収益	1,022
受取利息	7
受取配当金	810
受取手数料	1
その他	203
営業外費用	12,348
短期借入金利息	5,479
支払手数料	40
社債発行費償却	5,087
その他	1,741
経常利益	419,980
特別損失	27,776
投資有価証券評価損	681
関係会社株式評価損	26,996
関連会社株式売却損	99
税引前当期純利益	392,203
法人税、住民税及び事業税	△ 8,076
法人税等調整額	△ 100
法人税等合計	△ 8,176
当期純利益	400,380

第21期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本									評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	2,341,878	1,563,355	—	1,563,355	30,420	2,182,107	2,212,527	△ 13,402	6,104,357	—	1,475	6,105,832
当期変動額												
新株の発行	658	658		658					1,317			1,317
剰余金の配当						△ 301,626	△ 301,626		△ 301,626			△ 301,626
当期純利益						400,380	400,380		400,380			400,380
自己株式の取得								△ 138,839	△ 138,839			△ 138,839
自己株式の処分			△ 111	△ 111				443	332			332
利益剰余金から資本剰余金への振替			111	111		△ 111	△ 111		—			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										△ 6,901	△ 329	△ 7,231
当期変動額合計	658	658	—	658	—	98,642	98,642	△ 138,396	△ 38,435	△ 6,901	△ 329	△ 45,667
当期末残高	2,342,537	1,564,013	—	1,564,013	30,420	2,280,749	2,311,169	△ 151,798	6,065,921	△ 6,901	1,145	6,060,165

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大塚 敏 弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 仁 木 一 秀
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西 文 兵 衛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三井住友フィナンシャルグループの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大塚 敏 弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仁木 一 秀
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 文 兵 衛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三井住友フィナンシャルグループの2022年4月1日から2023年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第21期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査担当部署を活用しつつ、会社の内部統制部署と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び執行役等並びに有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、当社及びSMBC日興証券株式会社は、SMBC日興証券株式会社の元役員が金融商品取引法に違反した事態に関して、金融庁より行政処分を受けました。また、SMBC日興証券株式会社及び株式会社三井住友銀行の役員の間で非公開情報を授受した事態に関して、当社及び株式会社三井住友銀行は、金融庁より報告徴求命令を受けましたほか、SMBC日興証券株式会社は、同事態に関して、金融庁より行政処分を受けました。監査委員会としては、当社グループの経営管理体制、内部管理体制及び顧客情報管理体制の抜本的な強化や、健全な組織文化・コンプライアンス意識の醸成の取組みについて、引き続きその状況を注視してまいります。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ 監査委員会

監 査 委 員 松 本 正 之 ㊟

監 査 委 員 山 崎 彰 三 ㊟

監 査 委 員 新 保 克 芳 ㊟

監 査 委 員 井 上 篤 彦 ㊟

監 査 委 員 一 色 俊 宏 ㊟

(注) 監査委員松本正之、山崎彰三及び新保克芳は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に定める社外取締役であります。

以上

MEMO

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書謄本

(ご参考) 株主メモ

■ 株式のご案内

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月下旬
配当金受領株主確定日	3月31日及び中間配当金の支払いを行うときは9月30日
基準日	定時株主総会 3月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めます。
公告方法	電子公告（当社ウェブサイトに掲載する方法により行います。） ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を することができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社ウェブサイト ▶ https://www.smfg.co.jp
株主名簿管理人 及び特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

■ 株式に関する窓口

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

0120-782-031（フリーダイヤル）受付時間 午前9時～午後5時（土日祝日除く）

ウェブサイト ▶ <https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/>
よくあるご質問 ▶ https://faq-agency.smtb.jp/?site_domain=personal

※証券会社等に口座をお持ちの株主さまは、住所変更の届出や単元未満株式の買取り・買増し等の各種お手続きに関しては、お取引のある証券会社等に直接ご照会ください。

※2009年1月5日の株券電子化の前に株式会社証券保管振替機構に預託されておらず、株券電子化後も証券会社等の取引口座（一般口座）に振り替えられていない株式は、当社が三井住友信託銀行株式会社に開設しております特別口座で管理されております。

■ マイナンバーの届出のお願い

市町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係のお手続きが必要となります。
お届出が済んでいない株主さまは、お取引のある証券会社等へお届出をお願いいたします。

SMBC 三井住友フィナンシャルグループ



地球環境を考え、
植物油インキを
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。